

令和 2 年 7 月 定例教育委員会 会議録

◇開 会	令和 2 年 7 月 2 8 日 (火) 午前 1 0 時 4 5 分
◇閉 会	令和 2 年 7 月 2 8 日 (火) 午前 1 2 時 0 2 分
◇会 場	丹波市立青垣住民センター 2 階 大会議室
◇出席者	教育委員会
	・教育長 岸 田 隆 博
	・教育長職務代理者 深 田 俊 郎
	・教育委員 安 田 真 理
	・教育委員 横 山 真 弓
	・教育委員 出 町 慎
	・教育部長 藤 原 泰 志
	・教育部次長兼学校教育課長 足 立 和 宏
	・学事課長 井 尻 宏 幸
	・文化財課長兼美術館副館長 兼中央図書館副館長 山 内 邦 彦
	・教育総務課長 足 立 勲
	・学事課副課長兼学事係長 服 部 昇
	・教育総務課庶務係長 芦 田 将 司
	まちづくり部
	・まちづくり部長 太 田 嘉 宏
	・市民活動課長 小 島 崇 史
	・人権啓発センター所長 前 川 康 幸
	・文化・スポーツ課長 宮 野 真 理

(岸田教育長)	<p>それでは、ただいまから 7 月の定例教育委員会を開催いたします。 会の進行上、発言の際には必ず氏名を名乗ってから発言いただきますよう お願いいたします。</p> <p>最初にお諮りしたいことがございます。本日の日程でございますが、今 日、傍聴の方もいらっしゃる中で、議案第 4 9 号の教科書の採択について が最後にありますが、これを日程第 2 と日程第 3 の間に入れさせていただ いて、最初に協議をさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょ うか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
(岸田教育長)	<p>よろしいですか。この議案一つだけ先に議事をとらせていただきたいと 思います。</p>
日程第 1	<p>前回会議録の承認</p>
(岸田教育長)	<p>それでは、日程第 1、前回会議録の承認についてですが、6 月 3 0 日の 定例教育委員会会議録の承認は、深田教育長職務代理者と横山委員にお願 いいたしました。</p>
日程第 2	<p>会議録署名委員の指名</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 2、本日の会議録の署名は、安田委員と出町委員をお願いいたし ます。</p>
日程第 4	<p>議事</p>

議案第49号 令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について

(岸田教育長)

それでは、日程第4、議事のうち、議案第49号、令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について、議事に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

井尻学事課長。

(井尻学事課長)

学事課長でございます。それでは、議案第49号、令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について御説明を申し上げます。

小中学校及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4号並びに第5号の規定に基づきまして、丹波市と丹波篠山市で構成する教科用図書丹波採択地区協議会において協議を行い、令和3年度に使用する各校種、各種目、各学年に関する教科用図書の決定の後、同協議会の選定結果の通知を受けて、各教育委員会において採択の可否を決定するとなっております。それを受けまして、本日御提案申し上げるものでございます。

別冊資料の1ページ、令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の選定についての通知を御覧ください。

この通知は、本年6月11日及び7月15日に開催された教科用図書丹波採択地区協議会において決定された選定結果でございます。

まず、一つ目の選定方針についてでございます。(1)に検定済み教科書等の選定の基本方針がアからウに各校種ごとに記述されております。

(2)では、一般図書の選定の基本方針がアからウに記述されており、この選定方法に従いまして、選定作業が行われています。

次に、2の選定結果についてでございます。(1)検定済み教科書等の選定及び(2)の一般図書の選定につきましては、この資料の3ページから10ページの令和3年度使教科用図書選定一覧に記載のとおり、採択協議会の全員一致で決定されております。

今回の選定対象でございますが、兵庫県においては、小中学校において4年間は同一の教科書を使用することが原則となっていることから、小学校については、令和2年度から使用の教科書と同一の教科書を選定し、中学校については、令和3年度使用中学校用教科書目録に登録されている教科書のうちから新たに選定を行っております。

また、特別支援学級の児童生徒が実態に応じて使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができませんが、原則として、文部科学省発行の令和3年度用一般図書一覧に登録されている図書の中から選定されております。

なお、今回、選定された中学校用検定教科書については、前回採択された発行者から変わる教科書はありませんでした。詳細な選定理由書につきましては、この資料の23ページから39ページにございますので、御確認をいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、この件についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(岸田教育長)

事務局からの説明が終わりました。教科書の採択につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。今回、選定するに当たりまして質問になりますけ

れども、今後の教育課程というのも踏まえながら、今回、選ぶに当たって、違う視点で選定をされたというような、新しいものがありましたら、教えていただきたいと思います。

(岸田教育長)

井尻学事課長。

(井尻学事課長)

学事課長でございます。この選定に当たりましては、協議会委員の方からも御意見を頂いたところでもあります。大事な視点としましては、学力の強化等を踏まえて、丹波市、丹波篠山市の現状の課題は何かということをしかりと捉えてこの選定をしたかということについて質問がありまして、その内容については、これまで使用していたからではなく、しかりと対応できる教科書を選び、しかりと説明をされたかどうかというような選定をされたということがございますので、丹波市、丹波篠山市にとって何が重要であるかということ意識された教科書を選定させていったというところでございます。

(岸田教育長)

よろしいですか。ほかにありませんでしょうか。御意見、御質問ありませんか。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

一つ質問ですけれども、内容等については、地区協議会で吟味されながら設定いただいたと思いますけれども、教科書を閲覧していくと、昨今、サイズが違う教科書がたくさんある様に思います。A4やB5、それを複合したような形がありますが、子ども達が毎日持つものですから、そこに対する何か思いというのが選定理由の中であったのかどうか。その辺りを聞かせていただければありがたいなと思います。

(岸田教育長)

服部学事課副課長。

(服部学事課副課長)

先ほどの深田委員さんの質問ですけれども、各教科によってサイズが違うという意見もありました。その中で選定委員長から、子ども達にとって見やすい大きさやレイアウトも含め、持ち運びの問題もあるということも選定の理由の意見としてありました。以上です。

(岸田教育長)

ほかにありませんでしょうか。

事務局から補足の説明はないですか。今後、使っていく教科書になりますので、言っておきたいということがあれば。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

一つ意見ですけれども、これから、議事について採決になると思いますけれども、いずれにしても、この中学校の教科書を見ていますと、例えば、数学、理科辺りですね、読解力のある子ども達が、自分の力でこの教科書を読み込めれば、先へ先へ進めるような、本当に良い教科書がたくさん出てきていると思います。事務局をお願いしたいのは、いずれの教科書を選ばれるにしても、そういう読解力のある子は先へ先へ進みますけれども、読解が進まない子ども達への指導のあり方等々、現場でどの様に教えていくのかというのは、非常に課題が残るかと思っておりますので、各学校に、その指導について、私個人の意見としては、教科書を使ってどの様に指導していくのかということ、一度、十分考えていただければありがたいと思っております。

(岸田教育長)

その辺り、学校教育課で何かありますか。
足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長、足立でございます。深田委員おっしゃるように、教科書を活用して、子ども達の学力の育成は非常に重要だと思っております。その中で、やはり教科書を活用するという意味で、教科書の内容や構成、サイズ等も含めて非常に大事だと思っております。活用につきましては、教科も絡んできますので、教科の研修会を今年度実施していきたい。小学校におきましては、昨年度実施いたしました。今年度も、中学校向けの教科の研修会を実施する中で、活用方法については検討していきたいと思っております。以上でございます。

(岸田教育長)

そういう意味で、言わせていただくと、特に臨時休業の間、主体的に教科書などで学べる、あるいは、教科書を読み解ける力のある子とそうでない子では、3か月間で学力というのは、相当の差がついたのではないかという指摘も受けています。そういう意味では、今、登校している間に、教科書の読み方であるとか、あるいはノートのとり方であるとか、その様な基礎的なスキルというのをおさえたいということ、学校にはお願いをしている、その上で、自分たちでちゃんと教科書を理解する力をつけていく必要があるなど思っています。

選んだ教科書をしっかりと子ども達が活用できるように、教育委員会でも取り組んでいきたいということです。

ほかに、よろしいですか。御意見ありませんでしょうか。

なければ、採決に入らせてもらってよろしいでしょうか。

それでは、議案第49号、令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。

よって、議案第49号、令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択についてを承認いたします。

ここで暫時休憩します。

(休憩)

日程第3

報告事項

(1) 教育長報告

(岸田教育長)

それでは、再開いたします。

日程第3、報告事項に入ります。(1) 教育長報告について報告いたします。1ページの行動報告を御覧ください。

6月30日に第1回市島地域市立小学校統合検討委員会を開催いたしました。冒頭、川上先生から、統合はあくまでも手段であるので、統合に賛成、反対という狭い意味の議論ではなくて、どんな子どもを育てたいのか、どんな学校を望むのかという視点から議論をいただき、そのためには統合が必要なのか、必要ではないのか。あくまでも、統合はツールであるのでということで、最初に冒頭、発言がありました。それを受けて、それぞれ委員から意見が述べられました。

その中で印象に残ったのは、保護者の側から統合が地域の崩壊につながるという議論があるが、崩壊を防ぐには何をすべきかを考えるべきで、地域の問題と教育を切り離してほしいという意見が複数ありました。今後、この視点が議論の焦点になるのではないかと思います。

6月23日から教育長訪問を始めたわけですが、7月13日に29校を終えました。今回、強く感じたのは、新型コロナウイルス感染症という予測困難な課題に対応することを通して、校長一人一人のリーダーシップが育つきっかけになったような気がします。従前ですと、何校かについては意見をすることがあったのですが、今回は、どの学校も校長として自分の言葉で、自分の考えで課題と向き合ったということが伝わる訪問となりました。本当に大変な中ですが、うれしく思いました。どの学校も非常に頑張っており、取り組んでいただいております。

9日には、水分れ資料館の改修工事の様子を視察いたしました。内装が全て取り払われた状態でしたが、スケジュールどおり進んでいることを実感いたしました。10日には、市長を初め、市幹部と石川県議との懇談会を初めて開催いたしました。県の状況、あるいは、市の課題等について意見交流を行い、有意義な会議となりました。15日には、先ほど承認いただきました令和3年度に使用する中学校の全教科と一般図書を選定する教科用図書の採択地区協議会を開催いたしました。また、その日に山南町前川にあるマービテック株式会社より防菌マスクケース3,200枚、それから、飛沫感染防止に活用できるビニールロール150メートルを御寄贈いただきました。

21日には、丹波地区教育長会議が開催されました。今回の議案は、新型コロナウイルス感染症対策に対応した臨時休業に伴う学校再開後の学習支援等についてと、働き方改革及び業務改善の推進についての2本でございました。これにつきましては、丹波市の取組につきまして報告をさせていただきます、協議をしたところでございます。

それから、20日、それから27日には、令和3年度の学校管理職候補者の面接試験を実施いたしました。教頭の受験者は小学校5名、中学校5名の計10名、校長の受験者は小学校10名、中学校5名の計15名で、今後、市の面接結果を受けて、県に推薦をし、今後、県の1次、2次と進んでいくこととなります。22日には、商工会、青年会議所、商工青年部が来庁されまして、市民の方々から、マスクを集められたものを寄贈いただきました。備蓄用マスクとして学校に配布したいと思っております。

最後に、最近、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増えており、第2波ではないかとも言われております。東京では、クラスターではなく市中感染と考えるべきだという意見もあるように聞いております。丹波管内におきましても、3例目の感染が確認されたところですが、少年野球等の活動再開、あるいは、都市部からの観光客も増えておりまして、今後、丹波市におきましても、感染者が出る可能性もあります。三つの密の重なりを避けたり、手洗い、うがいを徹底したり、換気をしたりするなど、ウイルスを持ち込まない、持ち出さない、広げないといった基本的な部分を、再度学校にも徹底していきたくと考えております。報告は以上でございます。

ただいまの教育長報告につきまして、何か御質問がありましたら、お願いいたします。何かありませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、この(1)教育長報告を終わります。

(2) 寄附採納報告

(岸田教育長)

続きまして、(2) 寄附採納報告についてお願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。今回の寄附採納報告は2件です。資料6ページでは、先ほどの教育長の行動報告にもありましたが、山南町前川のマービテック株式会社様から抗菌マスクケース3, 200個と飛沫防止用のビニールシート150メートルを教育現場での感染防止対策の一助として御寄附いただきました。マスクケースは、市内全小学生に、ビニールシートは、山南地域の小中学校で活用いただくように配布させていただいております。

続きまして、資料の7ページ、8ページで、1件になりますが、一般社団法人丹波青年会議所様、丹波市商工会青年部様から、学校の備蓄用としてマスクを1, 850枚御寄附いただきました。このマスクにつきましては、6月27日に両会が実施された「コロナに負けるなプロジェクト」で、市内の事業所や市民の方々から届けられたマスクを頂いたものです。それぞれの寄附申出に対しまして、有効に活用させていただくため、ありがたく採納することといたしましたので、御報告申し上げます。

それから、先月の定例教育委員会で御承認をいただきました進修小学校に対して、スポーツクラブ21から寄附採納がありましたが、経過等の説明を求められておりましたので、御説明申し上げます。

今回寄附いただいた物品につきましては、兵庫県のスポーツクラブ21ひょうご強化事業という事業において整備された物品を進修小学校に対して寄附いただいたものであります。この件に対しまして、兵庫県教育委員会スポーツ振興課に照会したところ、学校で保管管理することは、事業の趣旨から問題ないものと判断するという回答も頂いておりますので、寄附について、特段問題はなかったと理解しております。遅くなっておりましたが、以上で説明とさせていただきます。以上です。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。

(3) 行事共催・後援等報告

(岸田教育長)

それでは、続きまして、(3) 行事共催・後援等報告についてお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。行事共催・後援等の報告につきましては、資料9ページに掲載しておりますとおり、人権文化を進める県民運動「ひょうご・オンライン人権フェア」を初め、全部で5件でございます。今回の報告につきましては、人権文化を進める県民運動「ひょうご・オンライン人権フェア」が共催の願い、その他の4件が後援の依頼でございます。それぞれ丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱に基づき、許可条件に適合し、公的及び恒例の事業であることから、専決処分により許可をしたもので、報告をさせていただきます。以上です。

(岸田教育長)

報告が終わりました。何かこれにつきまして、御質問ありませんでしょうか。

それでは、ないようですので、次へ移らせていただきます。

(4) 新型コロナウイルス感染防止にかかる学校行事の対応について

(岸田教育長)

(4) 新型コロナウイルス感染防止にかかる学校行事の対応についてお願いいたします。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長、足立です。資料10ページ、11ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染防止にかかる学校行事の対応について、以前にも御報告いたしておりましたが、その後、対応が決定した行事もございますので、現状を御報告いたします。

中学校2年生の社会体験活動として、市内の事業所で活動しておりますトライやる・ウィークにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から11月に延期いたしておりましたが、認定こども園や小学校、高齢者施設等、活動を自粛すべき事業所があることや、各校が6月中旬ごろに事業所に再度調査したところ、今年度の受入れを辞退された事業所もあることから、中学校長会と協議した結果、地域や保護者と連携した半日または1日の活動とすることといたしました。

丹波市トライやる・ウィーク推進協議会委員の皆様へは、7月上旬に電話連絡及び文面でお知らせし、この件について了承いただいております。各中学校へは、定例教育委員会終了後通知し、各中学校の受入れ事業所並びに中学校2年生の保護者へは各中学校長より変更の連絡を伝えてまいります。

続きまして、小学校5年生の自然体験活動として、4泊5日で実施しております自然学校につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施日数を日帰り2日に変更し、時期につきましては、延期しておりました日程どおり実施いたします。青垣小学校につきましては、既に7月4日、丹波少年自然の家での1日目の活動を実施いたしました。

続きまして、修学旅行につきましては、緊急事態宣言の解除後、3密やソーシャルディスタンスを踏まえた県をまたぐ国内旅行が緩和されつつあり、小学校、中学校ともに8月末から11月上旬に実施することといたしております。8月末に予定している学校では、保護者説明会を開催し、その中で、感染防止の具体的な方向についても旅行社とともに説明しております。保護者の方々からは、コロナに関する質問は特段なかったと聞いております。ただし、今後、感染拡大が懸念されることから、現在の旅行先の変更を検討するなど、調整中の学校があることに加え、今後の感染状況に応じて変更もあり得ると考えております。

最後に、運動会、音楽会等の学校行事の実施につきましては、11ページ、資料1に各校の現状をまとめております。体育祭、運動会につきましては、全校で実施予定です。音楽会、文化祭につきましては、開催の有無を検討している学校が、小学校で3校、中学校で1校ございます。マラソン記録会参加日につきましては、以下のとおりでございます。御覧おきます。以上、報告といたします。

(岸田教育長)

ただいまの報告につきまして、何か御意見、御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、次へ移ります。

(5) 丹波市学校給食費滞納整理等事務処理要綱の一部を改正する要綱について

(岸田教育長)

(5) 丹波市学校給食費滞納整理等事務処理要綱の一部を改正する要綱について説明をお願いします。

井尻学事課長。

(井尻学事課長)

学事課長の井尻でございます。丹波市学校給食費滞納整理等事務処理要綱の一部を改正する要綱についての御説明申し上げます。資料12ページを御覧ください。

要項の改正の趣旨であります。学校給食費滞納者に対して法的措置をとるに当たり、丹波市教育委員会の会議、定例教育委員会に諮りまして、対象者を決定しておりましたが、学校給食費の徴収等の債権管理が市長権限に属するものであること、自力執行でもできるような滞納処分とは異なりまして、訴えの提起など、法的措置についても市長の専決事項として、後に議会の承認を得る必要があることから、督促の手續等を含めて要綱の改正を行ったものでございます。

改正の概要は、市として要綱の第8条が対象になっておりまして、その内容は、法的措置対象者の決定というものであります。それと、法的措置対象となる滞納給食費の範囲、選定基準等について改め、その他、必要な字句修正を行っているためであります。

資料13ページを御覧ください。

今申し上げました概要につきましては、6月25日に丹波市の告示として改めておりまして、その内容としては、14ページを御覧ください。14ページに改正の新旧対照表をつけております。そこで少し説明をさせていただきます。

7条では、定めに基づく書類の提出に応じない滞納者に対して行う最終催告を「必要に応じて」という内容がありますが、それを削除したものであります。8条におきましては、「選定をせずに」を改めまして、第1号にあります「所定の手續を踏んで督促をしてから1年間」という期間の定めがありましたが、この期間に新たに発生する法的措置となる滞納給食費の範囲を広げないために、この部分を削除して改正したという内容になっております。その具体的な例示としましては、15ページから17ページに説明資料として提出をさせていただいておりますので、御覧おきいただけたらと思います。

今後の内容手續でございますが、学校給食費滞納にかかる法的措置については、諸般の手續をとり議会の報告質疑が完了した後に、最初に開催される教育委員会において報告するという手順にしたいと思っております。

以上、この案件についての報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。

それでは、御質問、御意見がありませんので、これについて終わります。

日程第4

議事

議案第47号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について

(岸田教育長)

それでは、日程第4、議事に移らせていただきます。まず、議案第47号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、事務局より説明をお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第47号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認について御提案申し上げます。資料は、18ページから22ページとなっております。

今回の審議案件は、1件です。株式会社タンバンベルグが主催される子育てサポート事業「ちびっこゆめマルシェ」です。実施予定日は、令和2年9月5日土曜日、実施場所は、ゆめタウン内市民プラザ及び駐車場スペースです。子育てサポート事業としては、平成29年度に3件、平成30年度に5件、令和元年度に4件を同種の事業として後援を許可しております。

そういったところから、丹波市教育委員会後援名義使用許可に関する要綱第3条の許可条件に適合しており、かつ、要綱第4条の許可の制限に該当していないことから、許可決定が妥当と判断しております。

以上で、丹波市教育委員会後援名義の使用承認についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。委員から何か御意見、御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、採決に移らせていただきます。

議案第47号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第47号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認についてを承認いたします。

議案第48号 令和2年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和元年度実績）について

(岸田教育長)

続きまして、議案第48号、令和2年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和元年度実績）について、事務局より説明をお願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立でございます。それでは、議案第48号、令和2年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和元年度実績）について提案させていただきます。資料は別冊となっております。

最初に、資料の訂正をお願いいたします。資料38ページ、人権感覚を培う人権教育と指導者等の研修の推進の施策のところでございますが、38ページの下から三つ目の○印の2行目、「令和元年度」を「令和2年度」に、「令和2年度」を「令和3年度」に訂正いただきますようお願いいたします。これにつきましては、各施策、年度の表記を統一するために、当課で修正を行ったところ、誤った年度を記入しておりました。大変申し訳ございませんでした。修正をお願いいたします。

この自己点検・評価報告書につきましては、5月26日開催の定例教育委員会で御協議いただき、その際頂きました御意見をもとに、修正等を行い、6月30日に兵庫教育大学大学院教授の川上泰彦先生の外部評価を受けた結果を本日提案させていただくものでございます。

別冊資料の5ページを御覧ください。

令和2年度の外部評価におきましては、全26事業のうち、重点施策として10事業を選定し、外部評価を頂きました。

次に、6ページを御覧ください。

外部評価では、10事業のうちA評価が5事業、B評価が5事業という

評価を頂きました。このうち、二つの事業については、自己評価と外部評価で評価が変わっております。5ページの表でいいますと、施策の1の5「幼児教育・保育の充実」が自己評価はA、外部評価はB、続いて、4の1の「特色ある学校づくりの推進」が、自己評価はB、外部評価はAという評価となっております。

外部評価者の全体的な意見としましては、6ページに記載をいただいておりますが、要約しますと、一つ目として、様々な施策について着実な進捗を確認することができた。二つ目、保育の量的拡充について、施策の充実を求める。三つ目、コミュニティ・スクールの充実・発展を求める上で平成たんば塾の補助金廃止に伴い、事業が継続されていない地域における支援や働きかけを続ける必要がある。四つ目、特に学校教育において臨時休業の影響が子どもや学校に及ぶことが想定されるため、これまで同様の指標を用いた評価が妥当かどうか検討する必要がある。五つ目、既に達成度が高い指標については、政策評価の指標としては適切でないものもあるため、再検討を進めてもらいたいという御意見を頂いております。

次に、今後のスケジュールについて御説明申し上げます。本日、この自己評価について議決、承認いただいた場合には、9月1日開会予定の議会定例会へ令和2年度教育委員会自己点検・評価報告書として提出させていただきます。また、議会提出後、速やかに丹波市教育委員会ホームページに掲載するとともに、教育委員会窓口を設置し、また、各小中学校等へ配布する計画としております。

本日、個別の施策については、修正を加えたものもありますが、5月に説明をさせていただいておりますので、省略させていただきます。御質問等につきましては、各担当課からお答えをさせていただく予定にしております。事務局からの説明は以上とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありませんでしょうか。何かありませんか。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

今の外部評価者の件で質問ですけれども、全体で御説明いただいた中で、評価が食い違っている部分についても説明いただいたと思うのですが、1の(5)ですね、AがBになったというような。この保育に関して、外部評価者からは、保育・教育の量に係る改善策というような回答があったのですけれども、丹波市教育委員会は保育に関しては移管していますけれども、その辺りはどの様に受け止めて、今後、対応していくのか。分かる部分で結構ですので、聞かせていただければと思います。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。ただいま御指摘いただきました、資料でいいますと15ページ、16ページの幼児教育・保育の充実のところ。自己評価Aに対して、外部評価Bというところの評価者の意見としては、保育の量的拡充が必要であるというところからBになっております。その指標としましては、15ページの一番下の指標で、入所保留児童数が平成29年度から増え続けているというところから、やはり認定こども園という一体的な小学校への接続がスムーズにいく制度が整っているのに、量的拡充ができていないというところが、外部評価者としては非常に課題であるということも指摘を受けておまして、今回、市長部局へ、事務が移譲になりましたが、ここにつきましては、質の向上と併せて、量の確保というのは、教育委員会も連携して取り組んでいく必要があるということでは、

学校教育課とも話をしているところでもあります。

ですので、直接の事務につきましては、市長部局で行っていただきますが、こういった評価も頂いていますので、連携して今後も取り組んでいくというところではございます。以上です。

(岸田教育長)

基本的には、指標から消える。

(足立教育総務課長)

消えますね。指標としては。

(岸田教育長)

これは移譲ではなくて、部署が変わったということなので、仕方ないということで、そういう理解ですね。

(足立教育総務課長)

はい。キャリアアップ研修とか、そういった研修の充実の中で、そういったところもカバーしていきたいというところは、指摘を頂いております。

(岸田教育長)

ほかにありませんか。

横山委員。

(横山委員)

外部評価者の評価が、今ありました保育の質も含め、特色ある教育というものは、恐らくまちづくりにも影響することだという御指摘を頂いて、教育は教育、まちづくりはまちづくり、別々なものではないというような認識をここで強く持っていただく必要があります、コメントを頂いたかなと思います。ポストコロナで市街、都市部での密集というものに対することが問題視されて、地方がこれから非常にクローズアップされる時期に差ししかかっていますので、そこでどれだけ特色ある教育がされるかというのは、若いファミリー層が注視している部分ですので、非常に大きな転換期を迎えている中でとてもいい御指摘だと思います。この辺りを十分、今後の特色ある丹波市の教育というところで、実質的に作っていくこともそうですし、そこをどうPRしてまちづくり、そして、コミュニティ・スクールというものに生かしていくかという、我々も含め、非常に考えるきっかけを頂いていると思いますので、こういった外部評価というのは、非常にチャンスだと思いますので、ぜひ生かしていただきたいと思います。意見です。

(岸田教育長)

一つ気になるのが、コロナの中で、オンライン教育となってくると、いわゆる学習の個別化が始まるわけですね。そうすると、前も言いましたけど、家庭の経済的背景（SES）というのが非常に違ってくるので、家庭の教育力がそのまま学習の個別化に反映してしまうという状況が、臨時休業中には見られたと。つまり、社会的な背景が、いわゆる経済指標がしっかりしている家庭は、家で子どもの教育を見られると。でもそうでなくて、SESが低い家庭については、働かざるを得ないので、子どもの授業が見てあげられないという様な、家庭環境が反映されたところがあって、再度、コロナが来てオンライン教育が始まったときに、それは非常に危惧される。当然、学び方が分からない子どもにとっては、家庭の力を借りなくても自分でできるように教育をしていくというのが学校教育の努めですけども、一方で、子どもの学力支援ばかりではなくて、地域や家庭が子ども達の教育活動を行っていく、教育コミュニティというのがこれから要るのではないかと。

例えば、さっき出ていたように、平成たんば塾のような、地域や家庭で子ども達の学力保障、学びを保障していく様な、今後、そういうところに視点を当てていく上では、コミュニティ・スクールというのは、非常に役

割が大きくなっていくのではないかと。いろいろな家庭がある中で、それぞれの家庭や地域がどの様に子ども達を支えていくかという議論ができるかが必要になってくる。そういう意味でいうと、横山委員が言われたような、まちづくりと学校教育というのは切り離すことはできないなという感じを、今回のことで非常に強く思っていますし、今後、このコロナが続くことを想定すると、やはり早急にコミュニティ・スクールの辺りをしっかり取り組んでいかなければいけないと思います。

今、学校教育の中では、そういう取組がやはり必要であるということで、消毒ボランティアであるとか給食ボランティアであるとか、運営協議会が声をかけていただいて、ボランティアが集まっています。今後、そういう活動をやはり大事にしていきたいと思っていますので、またその辺りについて、まちづくり部等ともいろいろ連携して、コミュニティ・スクールを充実させていけたらと思っています。その辺り、また御意見がありましたら、いろいろと頂戴したい。この頂いている外部評価者の意見が、そのとおりでということ、私も同じように思っています。

ほかに何かありませんか。

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。今回、指摘の中の指標の考え方について検討していただいていますので、各項目の中でも評価がされていますけれども、我々、教育委員としては、こういう場でしか指摘ができないのですけれども、逆に我々がこんな指標はどうか、あの指標がどうか検討する場も今後必要になってくるかなと思いますけれども、そういったこともぜひ、これを機に検討する場を、どういう形でも良いので反映していただけるようなことも考えていただければと思います。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。今回、外部評価者から指標の見直しも指摘を頂いております。ただ、来年度からの自己点検・評価につきましては、第2次丹波市教育振興基本計画に基づく評価ということで、来年度が今年度の施策の評価になってくるので、このままの指標ではないということは、外部評価者にもお伝えしております。

ただ、このコロナの影響によって変わってくる評価指標は第2次にもありますので、それについては見直しをしていく必要はあろうと思いますが、丹波市の教育の実施計画を立てる段階で、見直しが必要な指標は、そこで見直す必要があろうかと思っておりますので、またその時期には、教育委員さんとの協議をしていきたいと思っております。

(岸田教育長)

評価指標については、いつも教育委員会で議論があるところで、例えば、実施回数が指標になっている部分もありますけれど、それが3回と目標を立てて3回できたから到達したというものではないというような指摘をよく受けます。また、それを達成せずに高止まりしている指標もあります。先ほども、前回でもありましたけれど、やはり指標というのは、自分達が決めた目標に対して達成ができていなかった、達成できれば、それはもういいわけで、できていないものをこれから作っていく、それを施策に反映していくということなので、できましたら委員協議会などの場で、例えば、当初の評価指標をたたき台に意見をお伺いするというような場があれば良いのかなと思いますので、まずは事務局でも、その辺り協議をいただけたらと思います。

ほかにありませんか。

なければ、この後、先ほどありましたように、承認を頂いて、議会にということがありますので、採決に入らせていただいでよろしいですか。

それでは、議案第48号、令和2年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和元年度実績）についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。

よって、議案第48号、令和2年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和元年度実績）についてを承認いたします。

日程第5

その他

(岸田教育長)

それでは、続きまして、日程第5、その他に入ります。その他、各課から連絡事項はありませんでしょうか。

服部学事課副課長。

(服部学事課副課長)

すみません、前回の定例教育委員会で、深田委員から長寿命化計画の地図が違うのではないかと指摘をいただきまして、訂正前と訂正後をつけ、完成した長寿命化計画の冊子をお配りさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(岸田教育長)

これが訂正分ですね。

(服部学事課副課長)

はい、訂正した箇所です。計画書を、このように直しております。

(岸田教育長)

よろしいですか。ほかにありますか。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。先ほどお手元に配付をさせていただいております3枚ものの資料で、教育委員さんの御意見を頂きたいと思ひます。

内容としましては、学校関係者に新型コロナウイルス感染者が出た場合の対応について1点、それから、教職員が感染した場合の初動対応について1点、事務局で案を作っていますもので説明をさせていただいて、御意見を頂いて、また、対策本部会議や健康福祉部と協議をした上で成案にしていきたいと思ひております。

まず、1枚目と2枚目が学校関係者に新型コロナウイルス感染者が出た場合の対応についての資料でございます。こちらにつきましては、5月21日に丹波市医師会、薬剤師会、歯科医師会等の協議において現行の対応については行っているところであります。それを、6月に文科省からも新しい生活様式について指針が示されていることや、全国的な事例等を参酌する中で、変更すべき点もあるという判断から、見直し案を策定しております。

1枚めくっていただいた新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思ひます。

1番、2番については変わっていません。

3番の学校関係者に感染が確認された場合の対応としまして、児童生徒、教職員ともですが、現行では、感染が確認された場合は、児童生徒の場合は、学級、学年、また、学校全部を臨時休業とするとしております。教職員につきましては、当該教職員の在籍する学校を臨時休業とするというの

が現行の対応ですが、今回の見直し案の中では、児童生徒の場合、教職員も同じですが、当該児童生徒を学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする。教職員については、出勤停止という扱いです。ただ、その出席停止、あるいは出勤停止の期間は、治癒するまで、医療機関ないし健康福祉事務所の判断に基づくものとしています。

そして、さらに濃厚接触者の特定及び校内消毒のため、1週間程度の臨時休業を行う。この臨時休業の範囲、学級にするのか学年にするのか学校全体にするのかは、学校医や健康福祉事務所と協議をするというような取扱い案を、今考えております。教職員についても同様でございます。

ということで、(3)の臨時休業の期間というのは、上の(1)(2)に含めてしまいますので、この項目は削除をしていくというところ。それから、4番の濃厚接触者に特定された場合の対応としましては、現行では児童生徒、教職員ともですが、当該児童生徒、当該教職員を出席停止、または出勤停止とするということにしております。

見直し案では、基本的には、その項目は変わらないのですが、濃厚接触者の児童生徒の場合は、登校状況により、臨時休業を行う場合もあると。また、この臨時休業の範囲については、先ほどの感染者が出た場合と同じように、学級、学年、学校全体とする判断は、学校医や健康福祉事務所と協議をしていきたいと考えております。教職員についても、次、裏面にもありますが、基本的には同じような取扱いでどうかというところ です。

(3)では、出席停止等の期間ですが、出席停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間とするというものと、併せて、臨時休業となる場合もありますので、その期間については、3の学校関係者に感染が確認された場合の対応に準じて、臨時休業を行っていくというところ でおります。

5番、6番、7番については、現行の対応と基本的には変わらないというところ で、感染者が確認されたときの臨時休業、あるいは出席停止、出勤停止の考え方を少し見直してはどうかというところ です。1ページ目が、その全体を示したもので、変更箇所が下線を引いたものであります。

2点目が、3枚目の資料になりますが、教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の初動対応についてということで、これも案として作成しております。大きく分けて1番には、濃厚接触者に特定された時点、2として、感染が確認された時点としておりますが、それぞれ学校、市教委の対応について項目を拾い上げております。

まず、濃厚接触者に特定された時点では、学校においては、接触児童の確認及び説明、当該教職員の行動履歴の把握、当該教職員へ検査結果連絡の指示、市教委への連絡と協議。市教委においては、教育事務所へ連絡、市長、副市長、関係部長へ連絡、健康福祉事務所へ連絡をする。それからまた、校長会、教育委員への情報提供、学校との協議・指示というところ を挙げております。

次に、感染が確認された場合です。ここで、括弧をしておりますが、本人からの連絡をもって確認とするということ でおります。その1日目、この時点では、健康福祉事務所からの連絡はないという想定ですが、学校としましては、学校医、薬剤師、市教委と協議をする。臨時休業の期間や、その対応。それから、薬剤師には、消毒範囲等を協議していく必要がある。それから、保護者周知、臨時休業期間であったり、感染経路が分かる場合は、そういったことの説明であったりが必要というところ で、書面で 行っていくと。それから、歯科医師への連絡。

市教委としては、濃厚接触者の場合とほぼ一緒ですが、市長、副市長、関係部長への連絡と、対策本部会議を要請する。それから、健康福祉事務所への連絡、学校との協議・指示。以下、同じです。場合によっては、臨

時教育委員会の開催を要請する場合があります。それから、記者会見を手配するといったところです。これが1日目です。

2日目になると、この時点で、健康福祉事務所からは連絡が入ってくるという想定をしておりますが、臨時休業については、分かる時間帯によっては1日目に臨時休業が入ってくる場合もありますが、それはケースによって異なると。1週間程度というところで、先ほどの対応に応じてしていきます。それから、自治振興会とか学校運営協議会への協力依頼、それから、人権への配慮とか、そういったところも含めて依頼をしていく必要があるということです。それから、Zoom、電話等による児童生徒の健康観察であったり心のケアであったり、臨時休業期間中に必要になるところです。それから、市教委としては、記者会見を行う必要があるかなと。それから、専門業者による消毒作業の手配、関係部署との協議というところで、健康福祉事務所、あるいは健康福祉部。それから、同じ健康福祉部と書いておりますが、要保護児童等がある場合は、その支援。それから、まちづくり部へは学校開放事業等、当該学校の開放を中止要請する必要がありますので、そういったところの協議。

3日目以降には、記載のとおりですが、先ほどあった学校の取組は継続していくことと、専門業者による消毒作業を、確認から臨時休業の期間を1週間程度と定めていきますので、この期間内に作業を終えるというところだと思っております。この中で検討課題としては、記者会見における公表範囲、例えば学校名であるとか職種など、どこまで行うものかというところが課題になってこようと思っております。

以上、大きく2点について委員さんの御意見等を頂ければありがたいと思っております。以上です。

(岸田教育長)

説明が終わりました。教育長報告の中でも言いましたけれども、今後、どういう広がりを見せるか分かりませんので、そういった時に、できるだけ適切に、そしてスピード感を持って対応できるようにと思って、作っては、見直しをしながらきています。この辺りを読んでいただいて、こういう対応はどうかとか、これではだめではないかというような御意見がありましたらお願いしたいと思います。

この最初の1週間というのは、他府県の様子も見ましたけれど、菌が付着して72時間で死滅するというのを受けて3日、後2日は消毒作業等で計5日。土日を入れれば1週間ということで、沖縄はその様な考え方でいっていたという報告がきておりますので、他府県を参酌しながら、できていますが、強く言えるのかどうかも含めて、先ほども言いましたように、感染の場合でしたら2週間と書いていますけれど、丹波健康福祉事務所、それから校医さんともいろいろ相談しながらと思っております。

何かありませんでしょうか。

横山委員。

(横山委員)

すみません、ここで聞くことかどうかも分からないのですが、濃厚接触者はどこで待機するのでしょうか。家庭で待機ですか。

(岸田教育長)

それは、健康福祉事務所に聞かないと分からないのですが、その家庭との隔離も当然考えられますので。家庭の中で隔離とか、部屋の中で隔離とか。

(横山委員)

どなたが濃厚接触者であるというのも、家庭で待機となると、当然、子ども達がそういうリスクにさらされるということがあるので、最近、家庭での感染が増えているようなので、気になりました。

あと、データがきちんと揃っているわけではありませんけれども、今の

ところは、発症直前が一番感染のリスクが高いというところですので、今言われた1週間なのか5日なのかというところですね。1週間だと、やりながら走るといふ形だと思いますので、一番リスクが高い時期というのをしっかり特定して対応していくのが一番効果的なのかなと思いますので、いろいろなデータを見ながら対応していく。

(岸田教育長)

データ上は、平均5.5日ぐらいで発症。今のところ言われていますので、そういう想定をしていて、今の濃厚接触者の隔離時期は専門家の意見を聞きながらしないと、いろいろな家庭もあつたりして、こちらから、どうこう言えるのかどうかも含めて、検討していきたいと思います。

ほかにありませんか。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

お尋ねしたいのですが、今の濃厚接触者が出た場合、登校状況等による臨時休業を行うとしているのですが、先ほど課長の説明では、そういう場合もあり得るような表現をされていたのですが、要するに休業するということに理解して良いのでしょうか。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

すみません、書きぶりが不足しております。当然、当該児童生徒の出席停止だけで収まる場合もあるでしょうし、そうならない場合は臨時休業という場合も、どちらもあり得るところです。

(深田教育長職務代理者)

登校状況により。

(足立教育総務課長)

はい。場合もあるとういうことです。

(岸田教育長)

今現在、学校で感染したときの対応がまちまちなので、どれがベストなのか。ずっと休みにしているところもあれば、学級だけというのでもあれば、2クラスだけという場合もありますので、その辺り非常に、その時にならないと分からないこともたくさんあると思いますが、感染拡大防止からいうと、スピード感を持ってしないと、考えているうちに時間が過ぎますので、一つ、こういう指標を当てながら、スピード感を持って動けるようにと考えております。

もし何かお気づきのことがありましたら、いつでも御連絡いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほか、連絡事項ありませんでしょうか。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。1点だけです。この黄色い紙を今、配らせていただきましたが、6月26日に開催した統合準備委員会の便りを山南地域には自治会を通じて配布をさせていただいておりますので、また御確認をいただきたいと思います。以上でございます。

(岸田教育長)

ほか、ありませんでしょうか。よろしいか。それでは、日程第5を終わります。

日程第6

次回定例教育委員会の日程

(岸田教育長)

日程第6、次回定例教育委員会の開催日程について、事務局からお願い

いたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。次回の定例教育委員会は、8月25日火曜日の午前9時からの開催でお諮りします。会場につきましては、山南支所庁舎3階教育委員会会議室です。事務局からは以上です。

(岸田教育長)

教育委員の御都合はどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、8月の定例教育委員会の日程は、8月25日の火曜日、午前9時から山南支所教育委員会会議室で開催いたします。

以上をもちまして全日程が終了いたしましたので、本日の定例教育委員会を閉会とします。お疲れさまでした。